

第1回 京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会 次第

令和7年12月18日（木）午後1時30分～  
京丹波町役場 1階 防災会議室  
及びオンライン（ZOOM 活用）

1 開会

2 委嘱状交付

3 町長あいさつ

4 会長あいさつ

5 自己紹介

6 協議事項

(1) 成年後見制度と地域連携ネットワークについて 資料1-1 資料1-2

(2) 法人後見制度の実施状況について

(3) 京丹波町成年後見支援センターの運営状況について 資料2-1

(4) その他

7 閉会（副会長あいさつ）

## 京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会委員等名簿

(敬称略・順不同)

## &lt;委員&gt;

所 属	氏 名	備 考
京都弁護士会	松 田 め ぐ み	運営委員会
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート京都支部	上 田 具 美 子	運営委員会
(一社) 京都社会福祉士	川 上 真 知 子	運営委員会
(福) 京丹波町社会福祉協議会	津 田 勝 二	運営委員会
京丹波町地域自立支援協議会	山 下 立 男	地域福祉計画推進委員会
京丹波町地域包括ケア推進委員会	片 山 俊 明	地域福祉計画推進委員会
京丹波町子ども・子育て審議会	明 田 良 子	地域福祉計画推進委員会
京丹波町自殺対策推進委員会	空席	地域福祉計画推進委員会
京丹波町民生児童委員協議会	空席	地域福祉計画推進委員会
京丹波町女性の会	皆 見 明 美	地域福祉計画推進委員会
京丹波町老人クラブ連合会	山 田 功 治	地域福祉計画推進委員会
京丹波町身体障害者福祉会	若 松 孝 子	地域福祉計画推進委員会
京丹波町母子寡婦福祉会	谷 山 和 子	地域福祉計画推進委員会
(福) 京丹波町社会福祉協議会	山 本 亮 栄	地域福祉計画推進委員会
(公社) 京丹波町シルバー人材センター	谷 口 誠	地域福祉計画推進委員会
京丹波町消防団	太 田 康 之	地域福祉計画推進委員会
京丹波町住民自治組織連絡協議会	塩 田 真 弘	地域福祉計画推進委員会
京丹波町小・中学校長会	入 江 貴 美 子	地域福祉計画推進委員会
京都府南丹保健所	原 田 寿 樹	地域福祉計画推進委員会
京丹波町健康福祉部	中 川 豊	運営委員会

## &lt;オブザーバー&gt;

所 属	氏 名	備 考
京都家庭裁判所 後見センター	白 石 啓 二	運営委員会
京都家庭裁判所 園部支部	永 島 千 寛	運営委員会
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	今 井 昭 二	運営委員会

## &lt;事務局&gt;

所 属	氏 名	職 名
京丹波町健康福祉部福祉支援課	原 澤 洋	課長
	堀 道 枝	課長補佐
	上 西 貴 幸	課長補佐
	中 川 早 苗	主任
	福 井 朋 美	主査
(福) 京丹波町社会福祉協議会	峠 秀 一	事務局次長
	山 崎 由 樹	係長

## 京丹波町告示第32号

### 京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、京丹波町における成年後見制度の利用の促進と関係機関の連携を図るため、京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関する事項
- (2) 権利擁護支援の関係者の連携強化に関する事項
- (3) その他権利擁護支援に関する施策の推進に関する事項

#### (組織)

第3条 協議会は、25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 京丹波町成年後見支援センター運営委員会運営要綱(令和5年京丹波町告示第31号。以下「運営要綱」という。)第3条に規定する京丹波町成年後見支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の委員
- (2) 京丹波町地域福祉計画推進委員会設置要綱(令和2年京丹波町告示第81号)第3条に規定する京丹波町地域福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)の委員
- (3) その他協議会が必要と認めた者

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は運営委員会の委員長を、副会長は運営委員会の副委員長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職

務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（オブザーバー）

第6条 協議会に運営要綱第6条に規定するオブザーバーをオブザーバーとして置くことができる。

2 前項に規定するオブザーバーは、会長の求めに応じて会議に出席し、協議会の所掌事項に関する助言又は協力を行うものとする。

（守秘義務）

第7条 委員、オブザーバー及び会議の出席者は、協議会の運営に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、福祉支援課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

# 成年後見制度と 地域連携ネットワークについて

令和7年12月18日（木）

# 内容

- 成年後見制度とは
- 成年後見制度の利用促進について
- 京丹波町成年後見支援センターについて

# 成年後見制度とは

認知症等の精神上的の障害が原因で、**判断能力**が十分でない成年者の生活の維持、向上を目的に、本人に代わって**契約を締結**したり、**財産を管理**して、**法的に本人の生活を支援**する制度。

# 成年後見制度の理念

- 自己決定権の尊重

本人の**意思を尊重**し、できるだけその**意思を実現**する。

- 本人の残存能力の活用

**残された判断能力を用いて**生活する。

- ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず、**地域社会で生活**する。

# 成年後見制度の大別

- ① 任意後見制度
- ② 法定後見制度

# 任意後見制度とは

判断能力が十分な段階で、本人の意思で任意後見人と支援の範囲をあらかじめ公正証書による契約で決めておく。

判断能力が低下した段階で、申立てによって、家庭裁判所で任意後見監督人を選任、任意後見人による支援が始まる。

# 法定後見制度とは

判断能力が十分でなくなった段階で、家庭裁判所への申立てによって、成年後見人等が選任され、支援が始まる。

判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型がある。

▷平成12年4月制度施行

# 京丹波町成年後見支援センター

令和5年4月 福祉支援課内に成年後見制度の利用促進と関係者の連携強化を図るための**中核となる機関**として設置。（事務局：福祉支援課・京丹波町社会福祉協議会職員）

## 役割

- ①制度に関する**相談**対応
- ②制度の**普及啓発**
- ③関係者への**研修**実施
- ④関係者の**連携とネットワーク**の強化

# 京丹波町成年後見支援センター

## ①運営委員会

中核機関（成年後見支援センター）の運営内容、運営状況の評価とケース対応の原則的な考え方の検討を通じた情報共有と関係者の連携強化を図る。

弁護士・司法書士・社会福祉士・社協職員・町職員  
京都家庭裁判所・京都府（オブザーバー）

# 京丹波町成年後見支援センター③

## ② 支援調整会議

個別事案における権利擁護に関する支援の必要性の検討や適切な支援内容について検討を行う。成年後見制度の利用が必要と判断された場合には、申立方法や支援内容、適切な候補者などについて検討を行う。

運営委員会の委員に加え、民生児童委員・事業所職員・行政職員等事例の内容に応じて参集を求める。

# 京丹波町成年後見支援センター④

## ③地域連携ネットワーク協議会

京丹波町の権利擁護支援に係る地域課題やその解決に向けた協議を行うため、地域連携ネットワーク協議会を設置し、多様な主体の顔の見える関係づくりと安心して暮らせる地域社会づくりを行う。

**運営委員会の委員・京丹波町地域福祉計画推進委員会の委員**

# 今後の京丹波町成年後見支援センター

## 求められる役割

- ・ 成年後見制度の相談窓口としての認知度を高める
- ・ 関係者との連携ネットワークの構築と強化

## 実施すべき取組

- ・ 町長申立て案件における受任者調整
- ・ 町長申し立て案件における成年後見人等の支援
- ・ 市民後見人育成についての検討

## 京丹波町成年後見支援センターの運営状況について【令和7年11月末現在】

## 1 成年後見制度利用者数の推移

京都家庭裁判所調べ

		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		R2.3.31	R2.12.31	R3.12.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31
任意後見		0	0	0	0	0	0
成年後見	計	21	26	35	33	34	35
	補助	0	2	3	1	1	1
	保佐	2	1	2	4	5	9
	後見	19	23	30	28	28	25

※成年被後見人等である本人の住民票上の住所による集計

## 2 権利擁護等に係る相談件数等の推移

年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	町	社協	町	社協	町	社協	町	社協
実人数(人)	16		10	8	8	7	11	1
相談件数(件)	48	55	23	28	8	11	24	1
うち町長申立て(件)	0	/	1	/	1	/	1	/
うち申立て支援(件)	0	/	0	/	1	/	0	/

※令和4年度の町の相談件数は、権利擁護または虐待に係る相談件数等を計上

※令和4年度の社協の相談件数は、総合相談の件数を計上

## 4 成年後見報酬助成について

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	0	0	0	1

## 5 令和7年度 of 取組状況等について(予定含む)

## ①周知・啓発に係る取組

【R7.12】成年後見支援センターの広報(終活セミナーの開催案内と合わせて広報の予定)

【R8.1~3】成年後見支援センターの広報(京丹波町広報誌)

## ②運営委員会の開催

開催日	内容	出席者数
令和7年5月14日	第1回京丹波町成年後見支援センター運営委員会 成年後見支援センターの運営状況、令和7年度の計画等	13名
令和8年1月27日	第2回京丹波町成年後見支援センター運営委員会	—

## ③地域連携ネットワーク協議会の開催

開催日	内容	出席者数
令和7年12月18日	京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会 成年後見支援センターの運営状況について等	—

## ④研修会等の開催(町・町社協主催分)

開催日	内容	出席者数
令和7年12月17日	障害・介護事業所職員研修会 講師:一般社団法人京都社会福祉士会 川上真知子氏	—
令和8年1月24日	家族で考える終活セミナー 「遺言と相続のおはなし」 講師:京都司法書士会 上田具美子氏	—

## ⑤体制整備に向けた取組

開催日	内容	本町の出席者数
令和7年5月19日	南丹圏域権利擁護市町担当者情報交換会(主催:京都府)	5名
令和7年7月28日	南丹圏域権利擁護市町担当者情報交換会(主催:京都府)	2名
令和7年10月6日	南丹圏域権利擁護市町担当者情報交換会(主催:京都府)	3名